

3 電波利用環境保護に係る周知・啓発活動等

▶ 一般国民向け周知啓発活動

6月に電波のルールに関するポスター約1,500枚、リーフレット・車体シール約30,000枚を、国、県の機関、車輛関係団体、放送事業者、ホームセンター等168ヶ所に送付し、掲示・配付を依頼することにより、広く国民に対して電波利用ルールの遵守に関して周知・啓発を実施しました。(図18参照)

10月から11月にかけてラジオ放送による広報として、民放ラジオ15社で延べ300回の放送と、JR九州、福岡市地下鉄の車輛への7日間の中吊り広告や主要駅構内でのポスター掲出約1,500枚による周知・啓発を実施しました。

また、電波の生体への影響に関して地域住民が抱く不安や疑問を払拭し、正しい知識と理解を深めることを目的に、電波の安全性に関する説明会を6月に都城市、11月に北九州市で開催しました。

▶ 無線設備の販売店等への要請

量販店や無線機器等の販売店を訪問調査し、免許情報告知制度不履行の2店舗に対して文書指導を行うとともに、試買テスト(※)に基づき販売自粛の要請を3事業者に対して行いました。

※試買テストとは、微弱無線機と称されている機器を実際に購入して、基準に合致しているかを測定し、基準に合致しなかったものは、その結果を公表するとともに、製造事業者や販売業者へ改善を要請する制度をいいます。

▶ 流通分野における周知・啓発活動

ホームセンター、ディスカウントショップ、電気店、自動車用品店、無線機器等の販売店38店舗を訪問し、販売されている無線利用機器の市場調査及び法令遵守の説明を行うことにより、販売店の意識の向上を図るとともに、電波法令に違反する商品を販売しないよう要請活動を実施しました。(図19参照)

図18 掲示・配布依頼先の内訳

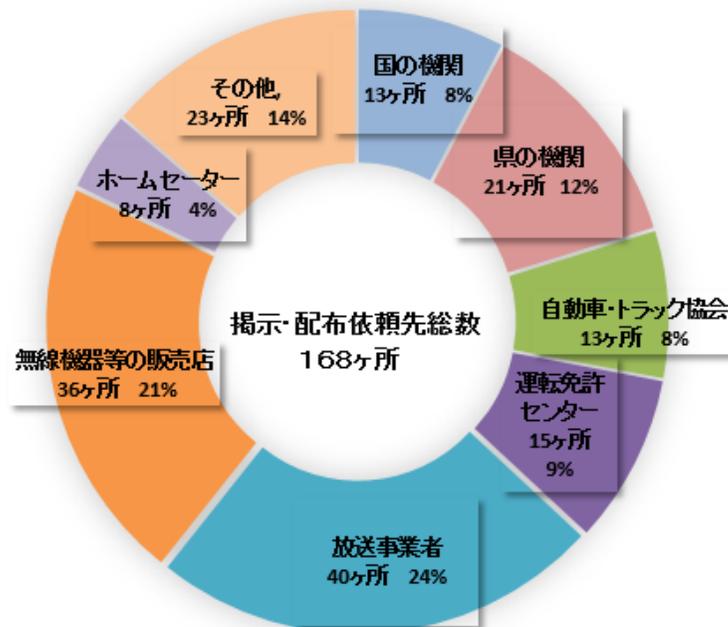


図19 流通分野訪問店舗の内訳

